

第二期長野市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて

こども未来部

§1 見直しの方法等

中間見直しの趣旨

- 市町村子ども・子育て支援事業計画は、計画期間の中間年を目安として見直しを行うこととされています。
- 本計画期間 令和2～6年度 令和4年度が中間年

令和2・3年度の点検・評価

中間見直し

令和5・6年度の実施に反映

見直しの対象

〔必須〕

教育・保育施設は、支給認定区分(1号認定、2号認定、3号認定(0歳児と1・2歳児)ごとに計画策定時に見込んだ令和5・6年度の量の見込み

〔必要に応じて〕

地域子ども・子育て支援事業の計画策定時に見込んだ令和5・6年度の量の見込み

見直しの要否の基準

- 「大きくかい離している場合」に該当し、原則として見直しが必要
 - ・令和3年4月1日時点の支給認定区分ごと(1号認定、2号認定、3号認定(0歳児と1・2歳児)の子どもの実績値が、計画における量の見込みよりも10%以上のかい離がある場合
- 「大きくかい離している場合」に準ずる場合
 - ・令和3年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ、待機児童等の発生が見込まれる場合
 - ・既に年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により見直しが必要かどうかの判断ができない場合は、本年度見直しを行う必要はなく、令和5年度以降必要に応じて見直しを行う

§2 主な見直しの主な内容

1 最近の動向のうち特記すべき事項の追加

- ① **こども基本法**の制定と**こども家庭庁**の創設
- ② 令和4年**改正児童福祉法**の成立
- ③ 少子高齢化や核家族化が進み、共働き家庭等が増える中で、**ヤングケアラー**の存在が表面化
- ④ 長野市子どもの**貧困対策計画**の策定

こども総合支援センター「あのえっと」

2 新たな取組等の事業内容の追加・修正

- ① 切れ目のない支援に向けたこどもに関する総合的な相談窓口の設置
- ② 子育て短期支援事業の拡充
- ③ 子育て世帯訪問事業の創設に向けた検討
- ④ 子育て・子育て支援団体が行う居場所づくりへの支援
- ⑤ 一時預かり事業における育児疲れによるレスパイト利用の明確化

3-1 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

3号認定の内0歳を除く(1・2歳)については、市全域で令和5年度に25名分が不足するが、以下の対応により提供体制を確保する。

- ① 待機児童解消等のため、**定員の弾力化**を図る。
- ② 定員に余裕のある2号認定(保育3歳児)の定員を減らし、3号認定の定員を増やす等の**実態に合わせた利用定員に変更**する。

3-2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直し

- ① 令和3年度の量の見込みの実績値が計画よりも**±10%以上のかい離がある9事業のうち5事業及び事業規模を拡大した1事業の計6事業**について、実績を踏まえて量の見込みの見直しを行い、併せて見直し後の量の見込みに対応する確保方策(確保の内容及び実施時期)を設定した。

事業名
利用者支援事業 ②母子保健型(ネウボラ)※
放課後子ども総合プラン
ショートステイ・トワイライトステイ
養育支援訪問事業
ファミリーサポートセンター
妊婦健康診査

※事業規模の拡大に伴い見直しを行う事業

② ±10%以上のかい離のある9事業のうち残りの4事業については、かい離の原因が新型コロナウイルス感染症の影響等によるため中間見直しが必要かどうかの判断ができないことから、見直しを行わない。また、『はじめまして赤ちゃん事業』については、計画値と実績値に大きなかい離がないため、見直しを行わない。

事業名		
延長保育事業		新型コロナウイルス感染症の影響等によるかい離
こども広場、地域子育て支援センター、おひさま広場		
一時預かり事業	①幼稚園等に在園する園児	
	②上記以外	
病児・病後児保育事業		大きなかい離なし
はじめまして赤ちゃん事業		

4 計画期間中に目標を達成した事業の目標値の再設定

- ① 令和3年度の点検評価で目標値を達成した事業のうち、以下の11事業の11指標について、目標値の上位への見直しを行う。
- ・私立保育園の自己評価の促進ほか 10事業
- ② 理由を付して再設定を行わない事業
- ・ライフデザイン講座等の開催ほか 7事業

§3 今後について

- ① 令和5年度から第三期長野市子ども・子育て支援事業計画の策定準備(アンケート調査等)を開始する。
- ② 令和4年6月15日、「**こども基本法**」が可決成立した。同法は、子どもの権利条約の一般原則である「差別の禁止」、「子どもの最善の利益の優先」、「子どもの意見の尊重」などの**重要な権利が明記**されるとともに、これら子どもの権利をどう守っていくのかという基本的な理念が定められており、今後の**子どもに関する施策の推進に当たって常に念頭に置くべき基本法**であることに留意する。
- ③ また同法では、「**市町村子ども計画**」を策定することが**努力義務**とされていることから、国の動向等を注視し、第三期長野市子ども・子育て支援事業計画等と一体的に策定することを想定する。